

会議の内容

1	会 議 名	第2回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成22年11月8日（月） 午後1時から2時
3	開 催 場 所	教育委員会1階大会議室
4	出 席 者	<p>審 議 会 委 員： 海寶委員（会長）、堀部委員（副会長）、保月委員、平野委員、山田委員、唐澤委員、藤城委員</p> <p>市 側（事務局）： 山下保健福祉部長、諏訪こども部長、松本保健福祉部参事、野中保健福祉部参事、染谷こども部参事、江川こども政策課長、鈴木こども保育課長、上岡子育て支援課長、その他関係職員</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【議題】</p> <p>諮問事項 1 児童福祉法に基づく保育の実施に要する費用の徴収に関する規則の改正について</p> <p>報告事項 1 平成22年度習志野市立保育所私立化法人募集について</p> <p>【会議の概要】</p> <p>1. 議事 (1) 諮問書手交（諏訪部長が読み上げた後、市長から会長へ）</p> <p>(2) 市長挨拶 委員の皆様 こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご参集たまわり、誠にありがとうございます。 また日頃より、委員の皆様におかれましては、多方面にわたりご支援ご指導をいただき、重ねて御礼申し上げます。 今日は今年度第2回目の福祉問題審議会となりますが、内容は諮問事項1件、報告事項が1件で、2件とも本市の重要施策であり、 「子育て支援」に関わる案件でございます。 諮問事項1件につきましては、保育所の保育料改定に関するものであります。 この保育料については、景気の状態を考慮して、平成9年度より据え置いてきたところであります。本市の保育所は、国の基準を上回る職員配置で市単独の基準により運営しており、それに関わります超過負担分は、市税等による補てんをしながら保育所を運営して</p>

いる状況であります。また、保育料自体も、国が基準として定めている保育料より一部減額した負担となっております。

本市の財政事情や、今後の保育所需要の増加を考えますと、保育所利用者の皆様にも一定の負担をお願いしていかなければならないと考え、今回保育料の改定を提案させていただいた次第であります。

また、報告事項1件につきましては、保育所の私立化に関しまして、平成21年8月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第1期計画）」において、若松保育所、袖ヶ浦第二保育所の私立化が決定されております。

それを受けまして、「習志野市立幼稚園・保育所私立化ガイドライン策定懇話会」において、有識者、保護者、職員からなる委員の方々から、私立化の基本となる工程や留意点について意見を伺い、私立化の指針となる「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を今年の6月に策定したところでございます。

私は日頃、習志野市の子育て支援を、民間にも担っていただき、公立と私立が手を携えながら「子育て日本一」を目指していきたいと考えております。

つきましては、今まで習志野市が培ってまいりました保育の質を守りながら、市と一緒に習志野の子ども達を育ててくれる法人の募集につきまして、ご報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本市の実情をご理解頂きまして、忌憚のないご意見を頂きたいと存じます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。市長はこの後、所用により退席をさせていただきます。

本福祉問題審議会は、市政運営の透明性の確保という観点から会議の公開が決定されております。本日は傍聴の方がいらっしゃいませんのでこのまま会議を続けたいと思います。

本日は加藤委員、西田委員、鈴木委員の3名の欠席がございしますが、当審議会は10名の委員で構成されており、過半数の出席があれば会議は成立いたしますので本日の会議をたゞいまより開催させていただきます。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

諮問事項1

「児童福祉法に基づく保育の実施に要する費用の徴収に関する規則の改正について」をこども部より説明をお願いします。

事務局（こども保育課長）

まず、保育所と保育料について説明いたします。

保育所とは児童福祉施設であり、児童福祉法第24条により保育の実施責任は市町村に課せられていることから児童の保育に係る費用

は全て市町村が負担することになっております。それに対し市町村は保護者から保育に係る費用の一部をそれぞれの世帯の収入に応じて徴収し公立私立に関わらず全て市町村に納めていただく仕組みになっています。

国の徴収基準額を参考に各自治体が独自に徴収基準額を定め軽減を図っているのが現状です。

それでは、資料に基づき説明いたします。はじめに本市の保育料の基準についてご説明します。本市は保育士、看護師、栄養士の配置及び完全給食の実施など国の基準を上回る内容で保育所運営を行っています。市単独で負担している部分がかかなり超過しております。

平成21年度の保育所運営に要する費用と財源内訳についてですが、資料にありますように、運営費は約19億6千万円ほどかかっており、そのうち国の基準運営費は約10億7千7百万円で、約8億5千8百万円は超過負担分として市単独の負担額となります。その他一時保育の特別保育分として約2千4百万円ほどかかっております。そしてそれをどのように負担しているかと申しますと、保護者から徴収すべき国の基準額は約6億1千万円ですが、習志野市が定めた基準額は約4億3千5百万円であり、差額1億7千6百万円ほどが市による減額分となります。さらに、運営費と比較しますと、19億6千万円ほどかかる経費のうち徴収した保育料は約4億3千5百万円でありますから、差額約15億2千万円が市税による負担分となります。

習志野市は平成9年度から保育料を据え置いてきましたが、その間国は階層ごとに2.2%から12.5%の値上げをしてきました。

今回の保育料改正の要点といたしまして、次の3点がございます。

まず1点目ですが、国の基準改定率に倣い、各階層ごとに改定いたします。(別紙2を参考としてください。)

2点目といたしまして、これまで無料としてきましたB階層の有料化でございます。国の基準ではもともと有料であった部分を習志野市は無料としてきました。

ただし、今まで無料であった部分を有料とすることから、緩和措置として、23年度から3年間かけて段階的に引き上げてまいります。しかしながら、B階層のうち母子世帯、障害者世帯につきましては、これまで通り無料とする予定です。

改定の3点目として、国基準の第8階層(所得税73万4千円以上の階層)に相当する「D17階層」を新設することといたしました。

最後に改定による影響として、「年額2380万円の歳入」を見込んでおります。

会長

ただいまの説明に対しまして皆様のご意見等伺いたいと思います。

A委員

平成9年度から保育料を据え置いてきたという点については、非常に努力された結果だろうと思われます。国の徴収基準が引き上げられ年々市の負担分も増してきており今回の改定につながったことと思いますが、今回の改定で一番危惧されるのは、B階層の有料化です。

2点伺います。B階層の方は何名いらっしゃるのか。その中で引き続き無料という母子、障害者世帯は何名なのか。そして、近隣の船橋市、鎌ヶ谷市、八千代市のB階層の取扱いについて教えてください。

事務局（こども保育課長）

B階層の方は22年度69名おり、そのうち母子・障害者の人数は30名程度でございます。また、近隣市でB階層から徴収しているのは、流山市、松戸市、八千代市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市でございます。

A委員

今後もB階層につきましては、慎重にご検討いただきたいと思います。

B委員

習志野市はこれまでも誇れる保育をしてきたと思います。現在何名の子どもたちが入所しており、他市からの流入傾向が現存しているのか伺います。

また国は3年ごとに率の見直しを行ってきたにもかかわらず、習志野市は平成9年度から保育料を据え置いてきましたが今回値上げを決めた理由はどこにあるのかお伺いします。

事務局（こども保育課長）

平成9年度は1,055名在籍しておりました。平成22年度は1,635名となっております。平成9年度から22年度までは市の経営努力により軽減を図ってまいりました。市の超過負担分もかなり増してきましたので今回の改定に踏み切ったということでございます。

B委員

習志野市は国基準をかなり上回る良質な保育を行ってきたと思います。北欧のような高福祉・高負担の国ならともかく日本は中福祉・中負担ですから、必要な部分については市民にも応分な負担をいただくのはやむを得ないと考えます。

今回保育料を引き上げたとしても、歳入増は2400万円程度でそれ以外は、全て市の負担となります。何でも無料にすればいいとは限らないと考えます。厳しい状況ですが、頑張っけて乗り切っけていただきたいと思います。

C委員

この資料を拝見し、習志野市は国基準と比較してもかなり恵まれた環境にあったというのが最初の印象です。ただ今回の改定の上げ幅が大きいこと、新設D17階層にいたっては月額引き上げ金額がかなり大きいことが気になります。これについては、今後いつどのように保護者へ説明しご理解を得ていくのか、そして保育の質について本市はとていいレベルであると認識していますが、人件費がかなり大きくそれとの折り合いはついているのか、人件費を削減する努力についてお伺いします。

事務局（こども保育課長）

まず、本福祉問題審議会でご答申をいただきましたら、12月議会でご説明させていただき、議会にてご理解が得られてから、保護者への説明会を開催していく予定です。上げ幅についてですが、子どもの年齢ごとに違っており、最高上げ幅であるご指摘のD17階層は基準では最高階層であり世帯の年収が1400万円から1500万円の裕福層となっています。月額7千円の保育料引き上げは妥当であると判断いたしました。最高階層である国の新基準第8階層の新設に伴い、本市でもD17階層を国に準じて新設したところでございます。

人件費について、本市の現状は正規職員以外の臨時職員の雇用枠を増やし人件費をおさえています。

D委員

各階層ごとのこども達の割合について及び低年齢層と高年齢層の負担の差、約3倍となっていますが、そのことについてご説明いただきたい。

事務局（こども保育課長）

D8階層が概ね平均となっておりますが、約200名・12%、D9階層が124名で7.5%、D10階層172名で10.4%、D12階層が126名で7.6%割合的には中間より収入のある世帯が多い状態です。

0～2歳児と4～5歳児の上げ幅がなぜこんなに違うのかと申しますと、もともと人件費が大きく異なっており、0歳児では乳児3名に対し保育士が1名必要ですが、5歳児では30名の幼児に対し1名の保育士を要する基準となっています。もともと人件費がこれだけ違うことから、引き上げ率も相応の差をつけさせていただきました。

E委員

平成9年度から値上げをせず市が負担してきたとのことですが、所得が益々下がる中でたとえ僅かな保育料の値上げでも保護者にとってはそれ相当の負担だと思われます。やむを得ないとはいいながらも市はご考慮いただきたいと思えます。

F 委員

新聞報道等によると来年度子ども手当が3千円程度上がることが予想され、この状況をかんがみますと多少の負担増は各家庭やむを得ない処置だと考えます。

会長

その他特になければ、事務局が申しましたとおり、習志野市は子育て日本一を目指し市の財政状況厳しい中自助努力をしてまいったところでございますが、ここにきて市民の皆様にも多少のご負担をお願いしたいとのことであろうと思います。今回の案に基づけば、3年間の段階をふまえて徐々に引き上げていくとのことです。今までの委員の皆様のご意見は保育料引き上げについて、財政状況的にもやむを得ないとの見方ようです。しかしながら、保護者の皆様には十分にご説明いただき実行に移していただきたいと思います。また今回引き上げても国基準に比較して習志野市の負担は依然高い状態です。よって今回の保育料引き上げはやはりやむを得ないと考えざるを得ません。

今回の諮問事項1「児童福祉法に基づく保育の実施に要する費用の徴収に関する規則の改正について」について諮問のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員 一同賛成

会長

では賛成ということで承りましたので、諮問のとおり答申いたします。

次に、報告事項1「平成22年度習志野市立保育所私立化法人募集について」こども部より説明をお願いします。

事務局（こども保育課長）

保育所の私立化につきましては、今年度第1回福祉問題審議会において「私立化ガイドライン策定」についてご報告いたしました。その後このガイドラインに基づき社会福祉法人を選定するため本年9月1日に保育所私立化法人選考委員会を立ち上げ現在まで2回ほど会議を開催いたしました。この選考委員会において法人募集に係る募集要項を作成しているところでございます。本日福祉問題審議会委員の皆様にも途中経過ではございますが、募集要項についてご説明させていただきます。

主な内容についてですが、児童福祉法においては、保育所は株式会社、NPO法人でも運営できることとなっております。今回の募集要項では安定した保育所運営を目指すことから社会福祉法に基づく社会福祉法人にあえて限定させていただきました。

保育の内容は保育所保育指針を準拠することはもちろん、本市の習志野市就学前保育一元化カリキュラムを参考にしております。本市が行ってきた職員配置等の基準を継承するとともに保護者のニーズにより延長保育や休日保育を実施することとし、第三者評価についても移管後3年間は継続して受審することとしました。法人決定後は、保護者、法人、市からなる三者協議会を設置し私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図っていくこととしました。保育の引き継ぎについてはガイドラインでお示ししたとおり私立化前の15カ月間で行うこととしております。

最後に今後の法人選定のスケジュールですが、選考委員会において募集要項（案）を策定し平成22年12月の公表を目指し募集要項を決定し法人からの募集を受け付けてまいります。23年6月には移管する法人を決定し公表したいと考えております。

A委員

運営主体は社会福祉法人限定とのことですが、保育所運営の実績がない法人もあると思いますが、その点についてどのような論議がなされたかお教え下さい。

事務局（こども保育課長）

社会福祉法人の選定については、現に保育所を運営している法人とさせていただくこととしております。

B委員

現在民間に委託している、かすみ保育園について市が負担している1億5千万円についてどのような内容の負担額なのでしょうか。また今後私立化していく中で、こども園構想とのかかわりなど習志野市が目指している保育所運営の全体像についてお聞かせ下さい。

事務局（こども部長）

かすみ保育園への年額1億5千万円の市負担分についてですが、運営主体が私立でありながら、国基準以上である本市の公立保育所と同じ人員配置、体制で運営しております。そのため国基準では賄えない部分を市で負担しているというのが現状でございます。

また平成24年4月に若松保育所、袖ヶ浦第二保育所を私立化していく件について、その分の市の負担がどうなっていくのかについてですが、24年度の1年間は業務委託として市が直営同様負担していきます。25年4月から完全民営化となった時点で現行のかすみ保育園で超過している市負担分と同様に支出していくこととなります。

今後の保育所幼稚園の習志野市のあり方についてですが、平成26年度末までに東習志野こども園を含めて3園のこども園、幼稚園では実花幼稚園、つくし幼稚園、そして保育所は若松保育所、袖ヶ浦第二保育所を私立化していく予定です。

平成27年度以降の習志野市の基本構想については各中学校区に

		<p>1 つのこども園を設置していきたいと考えております。現行の保育制度の在り方や国における制度等の様子を見据えながら、平成 24 年度から第 2 期計画策定に入らなければなりません。その中で子どもたちの人数の推移、国の動向などを見極め、随時市民の方へご説明しながら本市の計画を策定してまいります。</p> <p>D 委員 運営主体を社会福祉法人にするにあたって NPO 法人等は法的に不可能なのか社会福祉法人でなければならないのか説明していただきたい。</p> <p>事務局（こども保育課長） 法的には不可能ではありませんが、市の裁量として保育所を現に運営している社会福祉法人に限らせていただいたということでございます。</p> <p>会長 今回の報告事項 1 の法人募集についても過去本審議会において委員の皆様から出されたご意見ご要望については実施に際して十分対応していただけたと思います。それでは、他にご意見等ございませんでしたら、本日の議事は全て終了とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして第 2 回福祉問題審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。</p>
6	問い合わせ先	<p>所管課名：保健福祉調整課 電話番号：047（453）9243</p>

